

令和8年度 雲南市水質検査計画

雲南市水道事業が経営している水道事業の水質の安全を確保するため、水道法施行規則第15条第6項に基づき、令和8年度水質検査計画を以下のとおり定める。

■ 水質検査計画内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況及び浄水方法
4. 原水及び浄水の水質状況
5. 水質検査項目及び採水場所並びに検査回数と理由
6. 水質検査方法及び水質検査の委託内容
7. その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

1. 基本方針

安全かつ清浄な水道水の供給を確保するため、定期及び臨時の水質検査を行います。水質検査にあたっては、水道法施行規則第15条第7項第2号により検査すべき事項・当該項目・採水場所・検査回数及び理由等を水質検査計画により明確にしたうえで実施します。

2. 水道事業の概要

(1) 雲南市水道事業 : 公営企業法適用

事業名	給水人口 (人)	1日最大給水量 (m^3)
雲南市水道事業	36,100人	14,700 m^3
合計	36,100人	14,700 m^3

3. 水源の状況及び浄水方法

(1) 雲南市水道事業

エリア名	浄水場名	水源種別	浄水処理方法	使用薬品
木次三刀屋 上水道エリア	下熊谷第1	浅井戸	塩素消毒 除鉄マンガン	次亜塩素酸ナトリウム
	下熊谷第2	浅井戸	塩素消毒 除鉄マンガン	次亜塩素酸ナトリウム
	西日登	浅井戸	塩素消毒のみ	次亜塩素酸ナトリウム

大東町上水道エリア	箱淵	表流水	急速ろ過 緩速ろ過 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
	新越戸	伏流水 表流水 ダム水	膜ろ過 活性炭 塩素消毒 除鉄マンガン	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム
	久野	伏流水	塩素消毒 膜ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
	上久野	ダム水	急速ろ過 活性炭 砂ろ過 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム 水酸化ナトリウム ポリ塩化アルミニウム
加茂町上水道エリア	三代	浅井戸	紫外線 塩素消毒 除鉄マンガン	次亜塩素酸ナトリウム
統合簡水 木次エリア	湯村	浅井戸	塩素消毒のみ	次亜塩素酸ナトリウム
	平田	浅井戸	塩素消毒のみ	次亜塩素酸ナトリウム
統合簡水 三刀屋エリア	坂本	浅井戸	除鉄マンガン 膜ろ過 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
	鍋山	浅井戸	除鉄マンガン 膜ろ過 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
統合簡水 吉田エリア	吉田町	浅井戸 表流水	急速ろ過 膜ろ過 活性炭 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム 水酸化ナトリウム ポリ塩化アルミニウム
	杉戸	深井戸	除鉄マンガン 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
	川手	深井戸	除鉄マンガン 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
	深野	表流水	緩速ろ過 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
	宇山	深井戸	除鉄マンガン 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
	大吉田	深井戸	塩素消毒のみ	次亜塩素酸ナトリウム
	上山	深井戸	塩素消毒 除鉄マンガン	次亜塩素酸ナトリウム
	菅谷	深井戸	除鉄マンガン 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム 炭酸ガス

統合簡水 掛合エリア	掛合	表流水	膜ろ過 活性炭 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム 希硫酸 ポリ塩化アルミニウム
	志食	浅井戸	塩素消毒のみ	次亜塩素酸ナトリウム
	大谷	表流水	緩速ろ過 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
	菅原	表流水	緩速ろ過 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
	上刀根	深井戸	緩速ろ過 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
	寺谷	深井戸 湧水	緩速ろ過 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
	柄栗	湧水	緩速ろ過 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
	穴見	表流水	緩速ろ過 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
	出来山第1	深井戸	塩素消毒のみ	次亜塩素酸ナトリウム
	出来山第2	表流水	緩速ろ過 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
	滝谷	表流水	三層ろ過 緩速ろ過 塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウム
	竹之尾	深井戸	塩素消毒のみ	次亜塩素酸ナトリウム

4. 原水及び浄水の水質状況

(1) 雲南市水道事業

浄水場名	原水の状況	浄水の状況 (注目すべき項目)	水質管理上の留意事項
下熊谷第1	良好	良好(鉄・マンガン・濁度・蒸発残留物)	
下熊谷第2	良好	良好(鉄・マンガン・濁度・蒸発残留物)	
西日登	良好	良好 (硬度・濁度・蒸発残留物)	
箱淵	良好	良好(鉄・マンガン・濁度)	降雨時の濁度上昇
新越戸	良好	良好(鉄・マンガン・鉛・濁度)	
三代	良好	良好(鉄・マンガン・濁度・蒸発残留物)	
久野	良好	良好(硝酸態窒素・蒸発残留物)	
上久野	良好	良好(鉄・マンガン・濁度・PH)	
湯村	良好	良好 (濁度・蒸発残留物)	
平田	良好	良好(硬度・濁度・蒸発残留物)	
坂本	良好	良好(硝酸態窒素・硬度・蒸発残留物・濁度)	
鍋山	良好	良好(硝酸態窒素・硬度・蒸発残留物・濁度)	
吉田町	良好	良好(濁度・色度・蒸発残留物)	
杉戸	良好	良好(フッ素・ヒ素・硬度・蒸発残留物)	
川手	良好	良好(ヒ素・硬度・蒸発残留物)	
深野	良好	良好 (濁度・蒸発残留物)	
宇山	良好	良好(フッ素・硬度・蒸発残留物)	
大吉田	良好	良好(蒸発残留物)	

上山	良好	良好 (蒸発残留物)	
菅谷	良好	良好 (PH・蒸発残留物)	
掛合	良好	良好 (鉄・マンガン・ アルミニウム・蒸発残 留物)	
志食	良好	良好 (鉛・硝酸態窒 素・硬度・蒸発残留物)	
大谷	良好	良好 (蒸発残留物)	
菅原	良好	良好 (蒸発残留物)	
上刀根	良好	良好 (硬度・蒸発残留物)	
寺谷	良好	良好 (蒸発残留物)	
柄栗	良好	良好 (ヒ素)	
穴見	良好	良好	
出来山第 1	良好	良好 (硬度・蒸発残留物)	
出来山第 2	良好	良好 (硬度・蒸発残留物)	
滝谷	良好	良好 (色度・蒸発残留物)	
竹之尾	良好	良好 (蒸発残留物)	

5. 水質検査項目及び採水場所並びに検査回数と理由

水道法施行規則第15条第1項の規定に基づき次のとおり行います。

○ 定期検査

(1) 浄水の毎日検査

- ① 検査項目 色、濁り、消毒の残留効果
- ② 採水場所 各浄水場系の管末付近給水栓
- ③ 検査頻度 1日1回

(2) 浄水の基本項目検査（毎月検査）

- ① 検査項目 水質変化の指標となる水質基準項目9項目
(一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、PH値、味、臭気、色度、濁度)
- ② 採水場所 別紙、水質検査計画表のとおり
- ③ 検査頻度 月1回

(3) 浄水の3ヶ月毎検査

- ① 検査項目 消毒副生物(11)+シアン化物イオン及び塩化シアン+追加項目
(過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超えたことがある項目、
ただし、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で1/10を超え
たことがある項目は12月に1回以上とする。)
別紙、定期水質検査項目、検査頻度計画表のとおり
- ② 採水場所 別紙、水質検査計画表のとおり
- ③ 検査頻度 3月に1回

(4) 浄水の全項目検査

- ① 検査項目 水質基準項目の全て(52項目)
別紙、定期水質検査項目、検査頻度計画表のとおり
- ② 採水場所 別紙、水質検査計画表のとおり
- ③ 検査頻度 3年に1回

(5) 原水の全項目検査

- ① 検査項目 水質基準項目から消毒副生物11項目(No22~32)及び味(No49)
を除く40項目
別紙、定期水質検査項目、検査頻度計画表のとおり
- ② 採水場所 別紙、水質検査計画表のとおり
- ③ 検査頻度 1年に1回

(6) 原水の成分検査

- ① 検査項目 井戸を水源とする浄水場では、必要に応じ鉄及びマンガンの検
査を必要に応じ行います。
塩素消毒のみによる浄水場の水源では、糞便由来であるクリプ
トスポリジウム(病原性微生物)による汚染の有無を確認する

ためクリプトスポリジウム指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）の検査を必要に応じ行います。

別紙、定期水質検査項目、検査頻度計画表のとおり

- ② 採水場所 別紙、水質検査計画表のとおり
- ③ 検査頻度 別紙、水質検査計画表のとおり

○臨時の水質検査

水道により供給される水が、水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、浄水の定期水質検査に準じて臨時の水質検査を行う。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

6. 水質検査方法及び水質検査の委託内容

水質基準項目の検査方法は、水道基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づく、告知された方法によります。

また、浄水の毎日検査項目を除いては、水道法第20条第3項による国土交通大臣及び環境大臣登録機関に委託して行います。

毎日検査は、検査方法が容易であるため浄水場管理者への委託及び市民への委託並びに上下水道局職員により給水栓で行います。

7. その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価に関する事項

水質検査結果については、検査の都度基準超過がないかを確認する。

(2) 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査計画や水質検査結果を公表し、毎年3月に内容についての見直しを行う。特に、年度内に得られた水質検査結果を踏まえ次年度の定期水質検査に係る検査頻度についての見直しを行い、より安全で信頼できる水道をめざします。

(3) 水質検査計画の精度・信頼保証に関する事項

水質検査を委託している水質検査機関等において精度管理がなされているか1年に1回確認を行う。

(4) 関係者との連携に関する事項

水質汚濁事故等が発生した場合には、雲南保健所及び島根県薬事衛生課並びに関係機関に通報した上で連携して迅速に対策を講じる。